## 感染症による「登園停止期間の基準」について

お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲の子どもたちへの感染予防のため、 登園を遠慮していただいております。

医師の診断や治療を受けられて、病気が治り、または軽快して、他の園児にうつすおそれがなくなりましたら、医師より裏面の「登園許可証」を記入してもらい、お子さんを登園させるようにしてください。

## 【医師からの「登園許可証」が必要な病名】

区分	病名	登園停止期間の基準	
第 2 種	・インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3	
		日を経過するまで	
	・百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗	
		菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	・麻疹(はしか)	発疹に伴う発熱が解熱した後3日経過するまで	
	・風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで	
	・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後	
		5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるま	
		で	
	・水痘(水ぼうそう)	すべての発疹痂皮(かさぶた)になるまで	
	・咽頭結膜熱(アデノウイルス)	主要症状が消退した後2日経過するまで	
	• 結核	病状により医師において感染のおそれがないと	
		認めるまで	
	• 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと	
		認めるまで	
第3種	・流行性結膜炎(はやり目)	医師により感染のおそれがないと認めるまで	
	• 急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで	
	- 腸管出血性大腸菌(0-157,0-26)	医師により感染のおそれがないと認めるまで	

## 【第3種その他の感染症について】

- ・症状が重い時や流行の動向によって、医師による登園許可の判断が必要になる場合があります。登 園するときに「登園許可証」の提出が必要か否かは医師の指示に従ってください。
- ・就学前の乳幼児は合併症等により重症化する場合があります。登園の可否は医師の指示に従い慎重に判断してください。

区分		病 名	
	• 溶連菌感染症	・感染症胃腸炎	・手足口病
第3種	・ヘルパンギーナ	・マイコプラズマ肺炎	・伝染性紅班(リンゴ病)
その他	・伝染症膿痂疹(とびひ)	・伝染性軟ぞく腫(みずいぼ)	
	・RSウイルス	・アタマジラミ	

- ○上記の基準は「学校保健安全法施行規則」に準じています。
- ○診断結果については登園許可証の有無に関わらず、園へ情報提供のご協力をお願いします。